



埼玉県住宅供給公社

住まい相談プラザ



NEWS RELEASE

2020/10/16 Vol.6

トリックオアトリート♪今月末はハロウィンですね！巷では年に1回のコスプレのために、ハイクオリティな衣装を作られる方もおられるとかなんとか…。お裁縫上手な方、とても憧れます。さて、県営住宅の募集や空き家相談等について、ご案内させていただきます。

10月の県営住宅募集中！

現在、10月の県営住宅募集中です！

どこに申し込みをしようか迷われている方、公社のHPや住まい相談プラザにて県営住宅の申し込み状況が確認できますので、そちらをご参考にしていただければと思います。

申込期日は**10月21日（水）の消印有効**です。お忘れのないよう、お申し込みください。

また、ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先一覧

- 本社県営住宅課**
さいたま市浦和区仲町3-12-10
☎048-829-2875
- 大宮支所**
さいたま市大宮区寿能町2-131
☎048-645-1772
- 川越支所**
川越市の場2218-4
ベルアート301
☎049-227-6408
- 岩槻支所**
さいたま市岩槻区諏訪3-3
☎048-794-7146
- 熊谷支所**
熊谷市赤城町1-147-2
☎048-524-7963
- 住まい相談プラザ**
さいたま市大宮区錦町630
☎048-658-3017

空き家相談受け付けております

空き家でお困りのことはございませんか？
月に1回空き家相談会を開催しております。
ぜひご利用ください♪

**毎月第3火曜日
無料相談受付中！**

①13:00~14:00
②14:15~15:15
③15:30~16:30

※相談日前週の月曜日までに予約が必要です。

住まい相談プラザ

埼玉うどんパスポート2020

アプリ配信中！



一般社団法人埼玉県物産観光協会が埼玉うどんパスポート2020アプリを配信しております。県内各地のうどん店をご紹介します！ぜひご利用ください♪



上記のQRコードからアプリを入手できます♪



よくある相談事例FAQ（公社HPより）

Q. 隣地の住宅が境界線からぎりぎりに建築しようとしています。法律上、問題ないのでしょうか？

A. 建築物を建築する場合には、原則として民法234条1項の規定により、境界線から50cm以上離さなければなりません。これに違反した場合、隣地所有者は、建築の中止や変更をさせることができ、建築に着手して1年を経過したり、建物が完成してしまった場合には、損害賠償請求ができるとしています。ただし、建築基準法では、防火地域等の耐火構造等の建物については境界線に接して建てることとされています（民法より建築基準法が優先されます。）し、また狭小宅地の地域などのギリギリに立てる慣習のある地域の場合は、民法が適用されない場合もあります（民法236条）。